

おごおり地域づくり協議会 規約

(名称及び事務局の位置)

第1条 この会は、おごおり地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を山口市小郡下郷 609-1 山口市小郡地域交流センター内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、小郡地域の住民が主体となり、行政との協働のもと地域の様々なニーズや生活課題の解決に向けた取り組みを推進し、心豊かな住みよい地域社会づくりを目的とする。

(組織)

第3条 協議会の目的に賛同する団体（別表）から選出された者及び小郡地域の住民等（以下「会員」という）をもって組織する。

- 2 別表に掲げる団体以外で協議会の目的に賛同する団体は申し出により、協議会に加入することができる。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者の意見等を求めることができる。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 安全安心に関すること
- (2) 快適な生活環境に関すること
- (3) 住民の健康、福祉に関すること
- (4) 伝統行事の保存に関すること
- (5) 文化・体育の振興に関すること
- (6) 青少年の健全育成に関すること
- (7) 情報発信や地域の活性化に関すること
- (8) その他協議会が目的達成のために必要な事業

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 部会長 | 6名以内 |
| (4) 副部会長 | 6名以内 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員の選任)

第6条 協議会の役員は、総会において、次により選任する。

- (1) 会長及び副会長は、会員の中から互選により選出する。
- (2) 部会長及び副部会長は、各部会に所属する会員の中から互選により選出する。
- (3) 監事は、会員の中から選出する。

2 監事は、他の役員と相互に兼ねることはできない。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期途中において役員が交代した場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は退任後においても、後任者に事務を引き継ぐまでは、その職務を行うものとする。

(役員等の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、協議会の運営を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計事務を監査し、総会で報告する。

(会議)

第9条 協議会の会議は総会、三役会、役員会とする。

- 2 会長は必要と認めたときは、各会議に会員以外の者を出席させることができる。ただし、議決権は有しない。

(総会)

第10条 協議会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度1回、臨時総会は必要に応じ、いずれも会長が招集する。
- 3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の議長は、総会出席会員の互選とする。
- 6 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 協議会の事業報告及び決算、事業計画並びに予算に関すること。
 - (2) 役員の選任に関すること。
 - (3) 会則の改廃に関すること。
 - (4) その他、協議会の運営に関する重要事項に関すること。

(三役会)

第11条 三役会は、役員会に付議すべき事項及び緊急を要する事項等について協議、調整を行う場合に開催する。

2 三役会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成し、会長が招集する。

(役員会)

第12条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない協議会の執行に関する事項

3 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

4 役員会の議長は、会長または副会長があたる。

5 会長が必要と認めるときは、会員以外の者を役員会に出席させることができる。ただし、議決に加わる権利は有しないものとする。

(部会)

第13条 第4条に規定する事業を円滑かつ効果的に進めるため、別に定める部会を設ける。

2 部会は、その部会が所管する分野において、第4条に定める事業を行う。

3 部会は、協議会の会員により組織する。

4 部会には、部会長及び副部会長を置く。

5 部会長は、部会の運営を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

7 部会は、部会長が必要と認めるとき招集する。

8 部会の議長は、部会長が当たる。

9 部会長が必要と認めるときは、会員以外の者を部会に出席させることができる。

(委員会)

第14条 地域づくりに係る事業の実施について委員会を設置することができるものとする。

(事務局)

第15条 協議会に事務局を設け、事務局長、事務局員を置く。

2 事務局長は、会長の指示により協議会の事務を総轄し、総会、役員会の会議や各部会活動を調整する。

3 事務局には、所要の職員を置き、その任免は役員会の議決を得て会長が行う。

(会計)

第16条 協議会の経費は、交付金、その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日より、翌年の3月31日までとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年2月7日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の会計年度は、第16条第2項の規定にかかわらず、設立のあった日から平成22年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成22年5月15日から施行する。
- 4 この規約は、平成23年5月13日から施行する。
- 5 この規約は、平成28年4月27日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名
小郡地区自治会連合会
山口市小郡婦人会
山口市老人クラブ連合会小郡支部
山口市子ども会育成連絡協議会小郡支部
おごおり文化協会
小郡地域体育協会
小郡地区民生委員児童委員協議会
小郡女性団体連絡協議会
おごおりライフネット
山口市食生活改善推進協議会小郡支部
一般社団法人 吉南青年会議所
山口市消防団小郡方面隊
小郡地区防犯対策協議会
山口市小郡中学校 PTA
山口市小郡小学校 PTA
山口市上郷小学校 PTA
山口市小郡南小学校 PTA
山口南交通安全協会小郡支部
小郡地区社会福祉協議会